

「安全衛生推進者」養成講習（第1回）

安全衛生推進者の選任はお済みですか？

主催：一般社団法人品川労働基準協会（幹事）

労働安全衛生法の第12条の2により、常時使用する労働者数が10人以上50人未満の事業場における安全衛生管理体制の充実を図るため「安全衛生推進者」を選任し、その者に安全衛生に関する一定の業務を担当させることが義務付けられております。「安全衛生推進者」を選任していない事業場につきましては、この機会に受講いただき資格を取られますようご案内申し上げます。

- 日時 2024年6月17日（月）・18日（火） 2日間
1日目 9:30～16:10（開場9:15）
2日目 9:30～16:10（開場9:15）
- 会場 三田労働基準協会1階研修センター（裏面案内図参照）
港区芝4-4-5（都営地下鉄三田駅A9出口徒歩1分、JR田町駅三田口（西口）徒歩8分）
- 科目 厚生労働省労働基準局長の定めるカリキュラムによる
（講師：労働衛生コンサルタント、テキスト〔中災防発行〕）
- 修了証 全科目受講された方（遅刻早退不可）に、2日目の講習終了後交付します。
- 定員 30名（先着順）
- 受講料 会員 11,000円【消費税込】テキスト代〔中災防発行〕1,430円を助成します。
会員以外 12,430円【消費税込】

7 申込方法等

(1) 次のメールアドレスに、shikaku@mita-roukikyo.or.jp

- ①講習会名
- ②開催年月日
- ③事業場の名称及び所在地
- ④協会会員又は非会員の表記
- ⑤連絡先担当者氏名及びメールアドレス
- ⑥電話番号
- ⑦受講者の氏名、フリガナ、生年月日、住所 を記載例のように記入してください。

記載例 ①安全衛生推進者養成講習

②2024年6月17日

③(株)〇〇 港区芝〇—〇—〇

）

6月10日（月）までにメールを送信してください。受講番号、受講者氏名等を記載したメールに適格請求書を添付のうえ返信いたします。

ご不明な点は下記問合せ先までご連絡をお願いします。

(2) 受講料を6月10日(月)までに下記口座にお振込みください(振込手数料はご負担願います)。

- ・銀行名：三菱UFJ銀行 田町支店
 - ・口座番号：普通預金 0397963
 - ・口座名義：一般社団法人三田労働基準協会
 - ・名義人住所：港区芝4-4-5
- ◆振込人名の前に講習会月日をお付けください
- ◆法人の種類（カブシキガイシャ等）は、記入せずに会社名を記入してください
（例 0617ミタロウドウ・・・等 イツパンシヤダンハウジンは不要です）

(3) 6月10日(月)までの受講取消は受講料全額を返還いたします(振込手数料はご負担ください)。それ以降の取消は返還できませんので予めご承知おきください。

(4) 受講者は、返信メールの写しをご持参のうえ受付にご提示ください。また、修了証受領のための印鑑をご持参ください。

問い合わせ先 (一社) 三田労働基準協会 Tel 03-3451-0901

〔注〕1 「安全衛生推進者」・「衛生推進者」の業種区分 (事業場(企業単位ではありません)の規模は10人~49人)

| | 業 種 |
|---------|--|
| 安全衛生推進者 | 製造業、建設業、運送業、清掃業、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、自動車整備業、機械修理業、各種商品卸売業、各種商品小売業、家具・建具・什器等卸売業、家具・建具・什器等小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、林業、鉱業、 |
| 衛生推進者 | 上記以外の全ての業種 |

2 「安全衛生推進者」()内は「衛生推進者」の選任基準

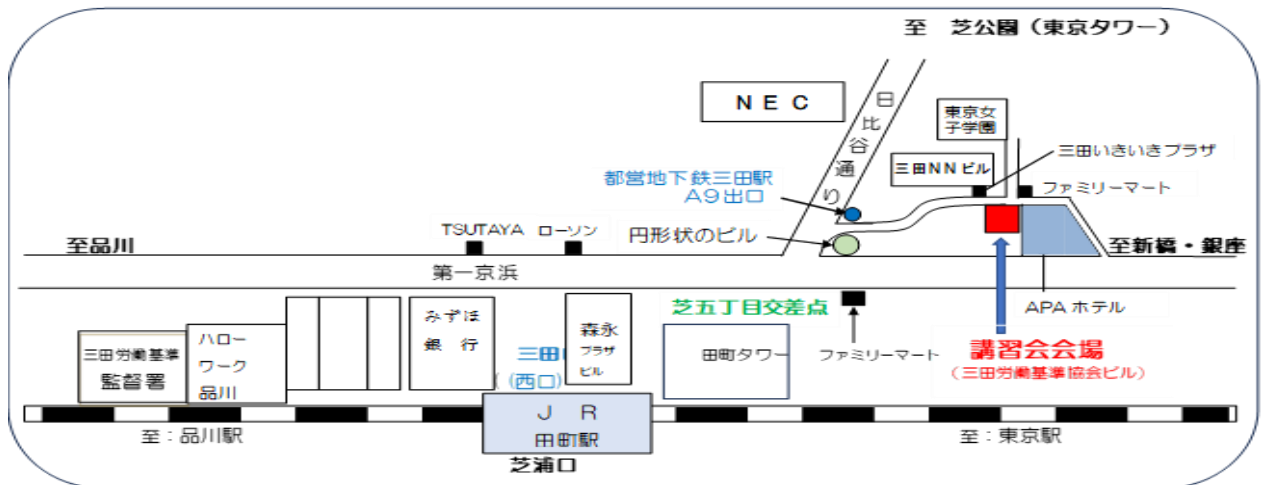
①大学・高専卒業後1年以上の産業安全(衛生)の実務経験者、②高校卒業後3年以上の産業安全(衛生)の実務経験者、③5年以上の産業安全(衛生)の実務経験者、④安全衛生(衛生)推進者養成講習の修了者、の中から選任します。

※ 修了証は、幹事の一般社団法人品川労働基準協会名で発行されます。紛失された時の再発行等の手続きは一般社団法人品川労働基準協会になります(手数料等が必要です)。

※ 個人情報、研修及び修了証発行管理目的以外に利用することはありません。

※ この講習は、三田・品川・大田・渋谷協会の共同により開催し幹事協会は品川労働基準協会です。

会場案内図



(一社) 三田労働基準協会ビル 1階研修センター
港区芝4-4-5 Tel 03-3451-0901

最寄駅 地下鉄三田駅 A9出口 徒歩1分

JR 田町駅 三田(西)口 徒歩8分